

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加（指定物質の規定）	府省名	環境省
根拠となる法令	☐ 法律 ☒ 政令 ☐ 府省令 ☐ 告示 ☐ その他 水質汚濁防止法施行令		
規制の区分	☒ 新設等 ☐ 緩和 ☐ 廃止		

点検項目		評価の実施状況	課題
分析対象期間		☒ 設定あり ☐ 設定なし	①
ベースライン		☐ 設定あり ☒ 設定なし	②
費用の分析	遵守費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 負担なし ☐ 分析なし	
	行政費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
	その他の社会的費用	☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☐ 定性的記述 ☒ 負担なし ☐ 分析なし	
便益の分析		☐ 金銭価値化 ☐ 定量化 ☒ 定性的記述 ☐ 分析なし	
費用と便益の関係の分析		☐ 費用便益分析 ☐ 費用効果分析 ☐ 費用分析 ☒ 定性的な分析 ☐ 分析なし	
代替案	代替案の設定	☐ 設定あり ☒ 想定される代替案なし ☐ 設定なし	
	規制緩和の場合	☐ 廃止案を代替案としている ☐ 廃止案を代替案としていない	
	代替案との比較	☐ 費用・便益で比較 ☐ 費用で比較 ☐ 便益で比較 ☒ 比較なし	
レビューを行う時期又は条件		☒ 設定あり ☐ 設定なし	③

【課題の説明】

- ① 本件規制を新設等するに当たって検討を行った期間を記載しているが、分析対象期間は規制を新設等した場合に生じることが予測される費用及び便益を推計する対象とする期間のことであるため、当該期間を明示する必要がある。
- ② ベースラインについて、現状における問題などを記載するにとどまり、本件規制の新設等を行わない場合に生じると予測される将来における状況についての説明がないため、これを明示する必要がある。
- ③ レビューを行う時期又は条件について、「科学的知見に基づき、随時見直しを行う」と記載しているが、時期又は条件として明確になっていないことから、本件規制の内容に応じて適切に明示する必要がある。